

平成28年度

有田川町子ども読書活動推進計画

有田川町教育委員会

目 次

第1章 本計画策定にあたって

- 1 計画の目的
- 2 基本方針
 - (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
 - (2) 家庭、地域、学校の連携による社会全体での取り組みの推進
 - (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報
- 3 計画の期間

第2章 子どもの読書活動の推進

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
 - (1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割
 - (2) 子どもの読書活動の推進における家庭の取組
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
 - (1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割
 - (2) 子どもの読書活動の推進における図書館の取組
- 3 学校等における子ども読書活動の推進
 - (1) 子どもの読書活動の推進における保育所等の役割
 - (2) 保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組
 - (3) 子どもの読書活動の推進における学校の役割
 - (4) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組
 - (5) 学校図書館資料・施設の整備・充実
 - (6) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

第3章 子ども読書活動の普及啓発活動の推進

- 1 普及啓発活動
 - (1) 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進
 - (2) 各種情報の収集・提供
- 2 優れた取組の奨励及び優良な図書の普及

第1章 本計画策定にあたって

1 計画の目的

現代の子どもたちは、インターネットや携帯電話など様々な情報メディアに囲まれ、生活習慣も大きく変化してきています。それに伴い子どもの「活字離れ」や「読書離れ」が問題視される状態になってきています。

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、本計画は、子どもが自主的に読書活動を行えるよう、家庭、地域、学校等で支援し、子どもの読書活動の推進するための指針として策定するものです。

2 基本方針

国の基本計画と、和歌山県子ども読書推進計画を基本とし、本町における子ども読書活動の推進をめざし、次の3点を基本方針として取り組むこととします。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子どもが自主的に読書活動を行えるよう、家庭、地域、学校において、子どもの身近に本がある環境づくり、読書に親しめるようにすることが重要です。そのため、子どもの発達段階に応じて、子どもが読書の楽しさを知るきっかけや、読書に親しむ機会を提供し、施設整備や人的環境の整備・充実を図ります。

(2) 家庭、地域、学校の連携による社会全体での取り組みの推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が担うべき役割を果たすとともに、社会全体での取り組みが必要です。そのため、周りの大人に対し、読書の重要性についての理解を促すとともに、保護者や学校、公共図書館等の関係機関、民間団体等の連携、協力を進めます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書の意義や重要性について人々の間に広く理解と関心を深める必要があります。このような観点から、子ど

もの読書活動を推進する社会的な機運が高まるよう、啓発、広報に努めます。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間を目途とする。

第2章 子どもの読書活動の推進

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者が配慮していくことが大切です。

そのため家庭においては、乳幼児のころから、子どもの発達段階に応じて、読み聞かせや、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくることが望まれます。また、定期的に読書の時間を設けるなど、読書を通して感じたことや考えたことを話しあったりすることも大切です。

このように、大人も子どもと一緒に読書を楽しむ機会をもつとともに、子どもの成長に応じて、子どもの読書活動を温かく見守り励ましていくことが家庭の重要な役割です。

(2) 子どもの読書活動の推進における家庭の取組

子どもの読書活動を支援するため、家庭教育に関する講座や研修会等において、家庭における読み聞かせの楽しさや読書の重要性について理解の促進を図ります。

図書館職員や保育士、ボランティア等を対象とした、子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、読み聞かせの必要性や読書活動の重要性等について学ぶ研修の機会を提供します。

家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして民間の協力を得てブックスタート事業を実施しています。子どもの読書活動を推進する上で子ども

の生活の中に読書が位置付けられるよう、ブックスタート事業が始まりでなく、マタニティから始まり、発達段階に応じた働きかけや保護者も一緒になって読書に親しむことを促進します。

2 地域における子ども読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館は、子どもにとって、自分の読みたい本を多くの本の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場です。また、子どもが読書を通じて生きるために必要な想像力、思考力、言語能力を養い、調べ学習など生涯にわたって自ら学ぶ場でもあります。他方、保護者や子どもの読書活動を推進する団体にとっては、子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について相談できる場です。

また、図書館は、子どもやその保護者を対象とした、読み聞かせ会や、講演会、本の特集などを実施し子どもの読書活動を推進する団体等の支援など、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たします。

(2) 子どもの読書活動の推進における図書館の取組

①読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童、青少年用図書及び乳幼児向けの図書に関する情報や図書イベント、おはなし会の開催など、チラシや、ホームページ等を活用し、子どもの読書活動の機会に関する広報を積極的に発信します。

②図書館相互や関係機関との連携

子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携協力のみならず、学校図書館とも連携協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。

③学校図書館との連携

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場となり得ます。このため、図書館と学校図書館が連携協力することが重要です。

現在進めている、図書館と学校図書館のシステム連携を活用し、団体貸出や相互貸借を行い、学校図書館の機能強化を図り、図書館職員による読み聞かせ等の取り組みを積極的に行うよう努めます。

④図書館資料の充実

図書館を直接利用する子どもや保護者、子どもの読書活動を推進するための団体、学校等の求めに十分応えるための資料の整備に努めます。

⑤移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能とするものです。

図書館は、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じて移動図書館を活用し、より多くの子どもの読書環境の整備に努めます。また、移動図書館を活用し子どもの年齢層に応じた宅配サービス等、子どもや保護者の視点に立ったきめ細やかな図書館サービスの提供を図ります。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における保育所等の役割

保育所保育指針に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」明記されており各保育所において、絵本や物語に親しむ活動の充実が求められています。

また、園児や未就園児の保護者に対する読み聞かせ等の大切さや意義の広報、小中学生が園児に読み聞かせ等を行う異年齢交流など、子どもが絵本にふれる多様な機会を提供する役割も期待されています。

(2) 保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼児期に絵本や物語の楽しみを十分味わうことが、その後の読書習慣を形成する上で重要であることから、各保育所において積極的に絵本や物語に親しむ活動を行うよう促します。そのため、各保育所における図書への整備への支援を行うことにより、子どもの興味や発達段階に応じた効果的な絵本の活用等、保育者の絵本に対する理解の促進に努めます。

また、幼児が絵本や物語に親しむ上で、家庭で読み聞かせを行うことが重要で

あり、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義についての理解を図るため、保育所等での啓発を促します。

(3) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

子どもの読書習慣を形成していくうえで、学校は大きな役割を担っています。学校教育法においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。

また、平成 20 年及び 21 年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じて、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書活動を行うことが求められています。

(4) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

①児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校、中学校の各学校段階において、児童生徒が生涯における読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書にふれる機会を確保することが大切です。

各学校においては、学校図書館を中核に、推薦図書コーナーを設け「ビブリアバトル」や「調べる学習コンクール」など、様々な分野の図書にふれる機会を増やすことにより児童生徒が学校や家庭における読書習慣を確立し、読書の幅を広げる取組みを促します。

また、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科の指導計画に位置付けることにより、全ての教科を通じ読書指導を推進することが大切です。そのためには、学校図書館を活用した学習活動や、司書教諭や学校図書館担当職員のみならず、全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動や読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。各学校における職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する先進的な取組

み例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上に努めます。

②障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚器の活用等、特別支援学級等における読書活動支援の推進を図ります。

また、子どもの身近な生活に即した読み聞かせやボランティア等による読書支援、学校における図書委員活動の事例や読書支援等の優れた実践事例の紹介し、子どもが読書に対する意欲や関心を高められる取り組みを推進します。

③家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。

「平成26年度学校図書館の現状に関する調査」によれば平成26年5月現在、小学校の81.1%、中学校の28.1%で、保護者や住民によるボランティア活動が行われています。

多様な経験を有する地域の人々の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動に資する様々な活動を推進していくことが可能になります。このため、読み聞かせ活動、学校図書館に関する広報活動、図書館蔵書情報のデータベース作成など、地域のボランティア等の人材が十分活動できるよう支援していきます。

(5) 学校図書館資料、施設等の整備・充実

①学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を推進し、様々な興味や関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも学校図書館資料を充実させていくことが求められています。

国においては、学校図書館の強化を図るため、平成24年度から平成28年度までを期間とする「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報

が古くなった図書等の更新を行うこととしての地方交付税措置が講じられています。

このことを踏まえ、古くなった学校図書館資料の計画的な整備や充実を促していきます。

また、公立図書館が行っている図書の学校貸出サービスの積極的な利用の促進を図ります。

②学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてモデルとなる事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備を促していきます。

(6) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

①司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画・指導、教育課程の編成・展開に関する他教員への助言等、中心的な役割を担うことから、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や公務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割について理解を図ります。

②学校図書館担当職員（学校司書）の配置

学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置して、司書教諭等と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施するなど、学校図書館サービスの改善・充実を図ることが有効です。

学校図書館担当職員の配置については、平成 24 年度より新たに地方交付税措置が講じられていることを踏まえ、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するための学校図書館担当職員の配置を働きかけます。

第3章 子どもの読書活動の普及啓発活動

1 普及啓発活動

(1) 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

「子ども読書の日（4月23日）は「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設けられたものです。

「子ども読書の日」関連の取組においては、地域間における差があります。各地域の実情に応じて「子ども読書の日」関連の取組が実施されるよう支援していきます。

図書館では「子ども読書の日」にあわせ絵本作家によるおはなし会やワークショップなどのイベントを開催するなど、ポスターの掲示や小学校や保育所へのチラシの配布、ホームページ等を通じて普及啓発を図ります。

(2) 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、図書館、図書室、学校、民間団体等の取組や実践例、連携・協力事例を収集し、図書館のホームページなどを通じて、学校や地域の優れた実践事例等を紹介し、子どもの読書活動の重要性や教育的意味についての理解を促します。

2 優れた取組の奨励及び優良な図書の普及

児童福祉法の規定により、社会保障審議会では、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦しています。

このような優良図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図るうえで有効であるため、図書館に掲示するなど優良な図書などの情報提供を行います。